

—特別委員会・職域別部会委員会活動報告（Ⅴ）—
（産業動物臨床・家畜共済委員会）

産業動物臨床・家畜共済委員会の取組みについて

横尾 彰[†]（公社）日本獣医師会家畜共済担当理事）



1 はじめに

産業動物臨床・家畜共済委員会は日本獣医師会の常設委員会として以前から設置されている。筆者は公益社団法人 全国農業共済協会推薦の家畜共済担当理事として本委員会に十年以上携わっており、本稿では前期委員会及び今期

委員会の取組み状況を中心に報告したい。

2 前期委員会報告（令和元年度～2年度）の概要

(1) 獣医療提供体制整備基本方針に向けた対応について

新たな獣医療提供体制整備基本方針の策定に際し、現場の産業動物獣医療に関わる課題等を抽出し、その取組みが基本方針に反映されるよう農林水産省に設置された獣医事審議会計画部会の委員である本会役員や部会委員から積極的に意見具申を行った。その結果、診療施設の整備、獣医師の確保において、「農業共済団体の家畜診療所等の整備」、「管理獣医師の養成」等が明記されたが、さらに都道府県が策定する獣医療計画において実効性の確保が求められる。

(2) 将来の産業動物診療体制のあり方について

農業共済制度における診療体制の現状と課題を踏まえ、今後 NOSAI 家畜診療所が目指すべき業務の方向性として、①繁殖管理、生産性向上指導などを家畜診療とは別の業務として位置付け、農場と契約を締結して別途対価を得る等の安定経営への取組み、②地域における NOSAI 獣医師と民間獣医師等との連携推進、③情報通信機器を活用した獣医療の提供体制の構築が求められる。

(3) 農場管理獣医師制度の確立と運用のあり方について

以前から日本獣医師会が要請していた、全ての農場に対する農場管理獣医師の配置が義務化された。今後、農

場管理獣医師は、個々の農場におけるすべての運営状況を把握しつつ、高度な知識・技術を修得して、より一層、畜産経営や国民が期待する高度かつ広範な業務への取組みが求められる。このため、本会においても「農場管理獣医師」等を養成し認定するための専門獣医師制度の速やかな確立が求められる。

(4) 診療参加型臨床実習に対する支援について

文部科学省から発出された診療参加型臨床実習等における学生受入れの協力依頼の通知を踏まえ、当該実習が円滑かつ効果的に実施され、卒後、現場で産業動物診療獣医師が十分能力を発揮し、国民の食の安全・安心の確保に貢献するよう、引き続き積極的に支援する必要がある。

3 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実について（要請）

2の前期委員会報告（令和元年度～2年度）を受け関係各省等に要請した産業動物臨床・家畜共済関係の主な項目は次のとおり。

(1) 産業動物診療獣医師等の確保と処遇改善

1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、次の施策を講じられたい。

① 獣医学生への就業誘導対策として、産業動物診療獣医師修学資金制度の継続、獣医学生に対する臨床実習等を行う農業共済団体等家畜診療所（以下「家畜診療所」という。）、都道府県家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）等の実習受入れ体制の整備への支援

② 医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設、期限付きの初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善措置等による公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善

2) 獣医師の半数を占める女性獣医師の結婚・出産・子

[†] 連絡責任者：横尾 彰（公社）日本獣医師会）

〒107-0062 港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

☎ 03-3475-1601 FAX 03-3475-1604

E-mail: yokoo@nosai.or.jp

育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の整備を図られたい。

(2) 高度かつ専門的な獣医療の提供体制の整備

- 1) 愛玩動物看護師法の適正な運用により、次の施策の実現に支援されたい。(詳細略)
- 2) 「認定・専門獣医師制度」をはじめ、次の高度獣医療提供体制の構築等に支援されたい。
 - ① 獣医師法第16条の2の規定に基づき、診療を業務とする獣医師に対する卒後臨床教育の実施体制を強化するための拠点となる家畜診療所等の教育機能の強化
 - ② 飼養衛生管理基準に基づき全ての農場ごとに定められる担当の獣医師等(以下「農場管理獣医師」という。)をはじめ、高度な専門的知識及び技術を備えた獣医師を育成する「認定・専門獣医師制度」の構築
 - ③ 「認定・専門獣医師制度」において認定された研修等を受講し付与された専門獣医師の名称等の広告が可能となるよう獣医師法第17条における獣医療広告制限の緩和
- 3) 畜産経営の大型化と立地の過疎化に伴う家畜診療所等の統合・広域化の進展等を踏まえ、次の施策を講じられたい。
 - ① 都道府県・広域地区単位での家畜診療所、開業獣医師、家畜保健衛生所等の効果的な役割分担と連携・協力による広域的な獣医療提供体制の構築
 - ② 家畜診療所については、地域の基幹的診療施設に位置けるとともに、農業保険制度に基づく保険診療の業務及び収入にとどまらず、健全な畜産経営に不可欠な生産獣医療全般を業務として収入源の多元化を図ることによる運営体制の強化
 - ③ 農場管理獣医師による飼養衛生管理基準の遵守、要指示医薬品の慎重使用等を含む畜産経営の衛生管理の一元化、農場管理獣医師の氏名等の家畜保健衛生所への届出・登録及び農場ごとの飼養衛生管理状況の適正な報告等、家畜保健衛生所と一体となった監視指導体制の強化
 - ④ 産業動物・愛玩動物診療領域における人工知能(AI)や情報通信技術(ICT)等の活用により、離島、僻地等の獣医療遠隔地の畜産経営、緊急・夜間診療等に対する愛玩動物の飼い主等の獣医療に対する高度かつ多様なニーズを踏まえ、適正な診療の提供を確保した上でのオンライン診療等の対応方策の整備

4 感染症に対する危機管理施策等の整備・充実

- (1) 豚熱、アフリカ豚熱等越境性動物疾病に対する防疫

体制の充実・強化に向けて、次の施策を講じられたい。(詳細略)

- (2) 動物由来の人獣共通感染症等に適切に対処し、安全・安心な人と動物の共生社会を構築するため、次のようなワンヘルスの実践体制の構築を図られたい。(詳細略)
- (3) 薬剤耐性(AMR)対策をはじめ動物用医薬品等の適正・慎重使用の確保及び迅速かつ安定的な供給を図るため、次の施策を早急に講じられたい。(詳細略)

5 今期委員会の検討課題

2及び3を踏まえた今期の検討課題は次のとおり。

- (1) 都道府県における新たな獣医療を提供する体制の整備を図るための計画の策定のあり方(教育機関としての診療施設の取組みを含む)

「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」(第4次)が公表され、各都道府県では、現在「都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」(以下「都道府県計画」)の見直し・策定を行っている。「都道府県計画」の見直し・策定にあたっては、前回計画の検証・評価を実施し、改善された計画を県内関係者で共有することが肝要である。

また、県内の農業共済家畜診療所等産業動物診療施設については、診療以外の技術提供サービスの収益化等や、産業動物獣医師養成のための公的教育施設として位置づけられたことを受け、積極的な取組みを行う必要がある。

- (2) 地域獣医療体制の整備・充実(ア 農場への農場管理獣医師の定着促進、イ 離島・僻地等に対する獣医療提供のあり方を含む)

- 1) 農場への農場管理獣医師の定着推進

すべての農場に対し農場管理獣医師の配置が義務化されたことから、農場管理獣医師育成の教育体制を整備するとともに、同獣医師への理解醸成と処遇改善を推進する必要がある。また、家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準に定められている「担当の獣医師」を、「農場管理獣医師」とすべきである。

- 2) 離島・僻地等に対する獣医療提供のあり方

農林水産省で検討された産業動物の遠隔診療実施体制の整備を推進する必要がある。産業動物の遠隔診療の推進のためには農場管理獣医師の監視体制のもと、同獣医師の責任で農場に置き薬が認められる必要がある。

- 3) 将来を見据えた地域獣医療体制の構築

県内の状況に応じて、農業共済家畜診療所、地方自治体及び開業獣医師等の連携のため、必要に応じ診療支援等の協定を締結する必要がある。

また、県内の状況に応じ、県境を越えた獣医療提供体制についても整備する必要がある。

6 現時点の検討状況

(1) 農場管理認定・専門獣医師制度の構築について

農場管理認定・専門獣医師制度の構築については、畜産分野への取組みを先行させる予定である。

(2) 産業動物の遠隔診療の活用について

農林水産省では令和4年夏を目途に遠隔診療のQ&Aや活用事例集をまとめて提示する予定。

(3) 「都道府県計画」の見直し・策定について

策定した「都道府県計画」について、関係機関及び関係者が理解し、対策に協力する環境を作っていくためには、関係者・機関による協議会の定期開催が必要である。

都道府県計画は努力義務であるが、令和5年度の奨学金制度を利用する場合は、令和4年度中の提出が必須となっている。

(4) 農業共済家畜診療所について

農業共済家畜診療所の役割は、診療参加型臨床実習への協力等多岐にわたり、処遇改善や多元的な収入源の確保のためにも農業共済団体のモデル定款改定の検討が必要である。

7 おわりに

産業動物臨床を取り巻く情勢は、近年大きく変化している。産業動物臨床・家畜共済委員会では、その状況に応じて新たな検討課題を協議し、報告を取りまとめた。産業動物臨床・家畜共済委員会の報告は、残念ながらすぐには行政対応に反映されることはあまりないが、ここ数年の状況を見ると、ある程度の期間をおいて現場に反映される項目は多い。

今期検討委員は、別添のとおり産業動物臨床関係の代表者がそろっており、時流に応じた議論を進めているところである。今期のスケジュールは別紙のとおりまだ進行中であるが、将来にわたって畜産業と畜産農家に貢献するため、新たな産業動物診療体制の確立に向けて協議を進めていきたい。

別 添

産業動物臨床・家畜共済委員会委員

| | | |
|--------|--------|---|
| 【委員長】 | 西川 治彦 | 日本獣医師会理事（産業動物臨床部会長） |
| 【副委員長】 | 横尾 彰 | 日本獣医師会理事（産業動物臨床部会副部会長） |
| 【委員】 | 天谷 裕次 | 千葉県獣医師会副会長（千葉県農業共済組合家畜部長） |
| | 上松 瑞穂 | 宮崎県獣医師会（宮崎県農業共済組合生産獣医療センター長） |
| | 大竹 昭仁 | 広島県西部家畜保健衛生所所長 |
| | 大塚 浩 | 熊本県獣医師会（おおつか動物病院代表取締役） |
| | 大橋 邦啓 | 埼玉県獣医師会理事（農場管理獣医師協会事務局次長） |
| | 岡本 真平 | 北海道獣医師会理事（北海道農業共済組合連合会参事） |
| | 小澤 正 | 石川県獣医師会常務理事 |
| | 小比類卷正幸 | 青森県獣医師会（有）小比類卷家畜診療サービス代表取締役） |
| | 酒井 淳一 | 山形県獣医師会（岩手大学農学部 FAMS 客員教授） |
| | 杉山 美恵子 | 愛媛県獣医師会理事（愛媛県農業共済組合東予家畜診療所松山駐在所駐在所長） |
| | 鈴木 博 | 東京都獣医師会理事（東京都産業労働局農林水産部食糧安全課動物薬事獣医事相談員） |
| | 山村 佳宏 | 兵庫県獣医師会副会長（兵庫県農業共済組合連合会家畜部部长） |

（令和3年2月9日 現在）

別紙

令和3・4年度 産業動物臨床・家畜共済委員会の報告書作成スケジュール（案）

